

徳島県企業管理規程第四号

徳島県企業局監察職員設置規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年三月三十一日

徳島県企業局長 加 藤 弘 道

徳島県企業局監察職員設置規程の一部を改正する規程

徳島県企業局監察職員設置規程（平成二十一年徳島県企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第三条中「経営企画戦略課」を「経営企画課」に改める。

附 則

この規程は、令和七年四月一日から施行する。